

# 就学援助制度のお知らせ（2026年度）

（2026年4月1日から2027年3月31日まで）

横浜市教育委員会

就学援助制度とは何ですか？

子どもが横浜市立小・中・義務教育学校へ通う時にはらうお金で困っている保護者の人（お父さん、お母さん）は、子どもが学校で勉強するためのお金をもらうことができます。給食のお金も0円になります。

学用品費（学校で使うもののお金）、修学旅行のお金などをもらえます。子どもが学校に通えるようになる制度です。就学援助のお金が欲しい人は、この紙を読んでください。申請書（申し込みの紙）を子どもの学校に出してください。

## 1 就学援助のお金をもらえる人

就学援助のお金をもらう理由	
① 生活保護のお金をもらっている（がんばっても生活するお金が足りないときに生活するためのお金をもらっている）	（子どもが修学旅行に行く年の人 または 教育扶助をもらっていない人）
② 2025年4月よりあとに生活保護のお金をもらえなくなった	（家族が変わったことで、生活保護を受けられなくなった人はもらえません。）
③ 児童扶養手当（18歳までの子どもをひとりで育てている親がもらえるお金）をもらっている	（児童手当や特別児童扶養手当とはちがいます。児童扶養手当をもらいはじめた日が2026年4月から2027年3月までのとき、もらえるお金が変わります。）
④ お金のことで困っている	（仕事でもらえるお金が少ない人。援助のお金をもらえるかどうか横浜市が調べます。）4を読んでください。

## 2 就学援助費の種類ともらえるお金（1年でもらえるお金）

※もらえるお金とは違うことがあります。

もらえるお金の種類	入学準備費 （学校に入る時の準備のお金）	学用品費 （学校で使うもののお金）	宿泊を伴う 校外活動費 （学校の外で使うお金 と泊まる時）	修学旅行のお金	クラブ活動費 （クラブ活動のお金）	卒業 アルバムの お金	学校 給食費 （給食のお金）	学校病 いりょうひ 医療費 （学校で決められてい る病気をな おす時に、 病院で使 ったお金）	日本スポーツ振興 センターに保護者の 人が払うお金
小学校	1年	91,600円 ※小学校に入る前 にももらっていない人	16,680円 (1期5,560円)	使ったお金 (3,690円 まで)	使ったお金 ※6年間の 中で1回	—	給食を0円 で食べること ができます	使った お金 ※学校に 申し込む と、治療 券がもら えます	4月に申し込みをし て、援助を受け ることが決ま った人は、 0円になります。
	2～5年	—	18,950円 (1期6,316円)						
	6年	101,000円 (購入券のお金も 入っています)		—					
	教育扶助を もらっている人	—	—	—	11,000円	—			
中学校	1年	101,000円 ※小学校6年生の 時にももらっていない 人	34,850円 (1期11,616円)	使ったお金 (6,210円 まで)	使ったお金 ※3年間の 中で1回(国外に 行く場合、60,910 円まで)	—	給食を0円 で食べること ができます		
	2年	—	37,120円 (1期12,373円)						
	3年	—		—					
	教育扶助を もらっている人	—	—	—	—	10,000円	—		

- \*1 「入学準備費」：小学校1年と中学校1年の子どもがもらえます。  
 小学校に入る前に小学校の「入学準備費」をもらった人と、小学校6年で中学校の「入学準備費」をもらった人は、もらうことはできません。  
小学校の入学準備費をもらった人で、入学準備費ではないお金がほしい人は、申請書（申し込みの紙）を、学校に出してください。もらえないこともあります。
  - \*2 「学用品費等」：宿泊を伴わない校外活動費（学校の外での活動、勉強のために使ったお金）、通学用品費（学校に通う時に使うもののお金。入学準備費をもらった人はもらえません）、PTA会費（PTAのお金）、生徒会費（生徒会のお金）  
 学年の途中で横浜市ではない場所から横浜市に引っ越しして来た時は、もらえる期間が1年より短いので、もらえるお金も少なくなります。
  - \*3 「宿泊を伴う校外活動費」：交通費・見学料の中で、保護者が払ったお金がもらえます。
  - \*4 小学校の「クラブ活動費」：クラブ活動で使った材料費などのお金がもらえます。
  - \*5 「学校給食費」：給食が休みのとき（夏休み、給食室の工事など）はもらえません。  
 小学校の「学校給食費」：2026年度は給食を0円で食べることができます。  
 中学校の「学校給食費」：就学援助を受けることが決まってから、給食を0円で食べることができます。  
 くわしいことは「8 中学校給食費について」を読んでください。
  - \*6 「学校病医療費」：学校病（学校で決められた病気。トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病）をなおすために病院に行く時は、治療券がいます。治療券は学校でもらいます。病院に行く前に、学校に話してください。
- ※ 就学援助のお金を銀行の口座に振り込むため、銀行の正しい名前・番号を書いてください。銀行の番号などをまちがえると、お金がかかることがあります。
- ※ 学校納入金（学校にはらうお金）を払っていないときは、就学援助のお金を学校納入金に使うことがあります。

### 3 申し込み方法

就学援助のお金が欲しい人は、「10 申請書の書き方、書く時に注意すること」を読んでください。  
 「令和8年度就学援助申請書」を書いて、学校に出してください。必要なときは書類（紙）をいっしょに出してください。  
 申請書をもっていないときは、学校に聞いてください。

提出先	子どもが通っている学校 担当：学校の事務職員	
受付期間	当初申請 (4月に申し込む)	4月 詳しいことは、学校からのお知らせを読んでください。
	追加申請 (あとから申し込む)	2026年7月から2027年の2月24日まで

- \* 子どもが2人より多くいる人は、子ども1人に1枚の申請書を出してください。
- \* お金がほしいときは、毎年、申し込みます。申請書を学校に出してください。

#### 4 「④お金のことで困っている」を選んだ人

#### お金をもらえるかどうかを確認します（所得基準）

2025年に、同じ家でいっしょに暮らす人の、仕事でもらうお金（所得）の合計が、下の表の金額（所得基準額）より少ない人は、お金をもらえます。

世帯（家族）によって、計算の方法がかわることがあります。（下に書いてある「所得の控除について」を読んでください。）

（世帯（家族）については「10 申請書の書き方、書く時に注意すること」\*3を読んでください。）

家族の数（人）	2	3	4	5	6	7	8	9	10
所得基準額（もらえるかどうかを決める金額）	256万円	312万円	349万円	403万円	444万円	502万円	549万円	599万円	629万円

- 所得とは、仕事でもらうお金のことで、課税（非課税）証明書の紙の「総所得金額」の数字です。会社からお金をもらっている人は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の数字です。自分で会社を作って仕事をしている人は確定申告書の「所得金額等の合計」の数字です。
- 同じ家でいっしょに暮らす人の仕事でもらったお金の合計が、上の表より少ないかどうかわからない人は、申し込みをしてください。横浜市教育委員会で調べます。
- 所得の控除について

下の表に書いてある人・世帯（家）は同じ家でいっしょに暮らす人の仕事でもらったお金の合計から、控除額の欄に書いてある金額を引いてください。金額を引いてから、就学援助のお金がもらえるかどうかを決めます。

家の状況	控除額（所得の合計から引く金額）
A ・給与所得（会社からお金をもらう） ・公的年金等所得（年金をもらっている） のどちらかか両方をもらっている人、	一人につき所得から最大10万円 （仕事でもらうお金（所得）が10万円より少ない場合は、その金額）
B ひとり親世帯（お父さんかお母さん、どちらか一人で子どもを育てている人）か お父さんかお母さんではない人が子どもを育てている	35万円
C 仕事をして会社からお金をもらっている人が2人以上いる	会社からお金をもらっている人、一人につき最大35万円（お金を一番かせいでいる人はそのままの金額です） （仕事でもらうお金（所得）が35万円より少ない場合は、その金額）
D 個別支援学級か特別支援学校に通う子どもがいる	個別支援学級か特別支援学校に通う子ども一人につき35万円
E 障害がある人（障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）等を持っている人）がいる	障害がある人、一人につき35万円 （Dに当てはまる人は除きます）
F 医療費控除（病院ではらったお金が多いため、税金が安くなる制度）をした	医療費控除の金額

【例】お父さん（会社からもらうお金：300万円）、お母さん（会社からもらうお金：170万円）、おばあさん（所得：0円）、兄（個別支援学級に通っている）、本人（子ども）。5人で同じ家に住んでいます。

医療費控除額（F）が12万円の世帯（家）の場合、同じ家で一緒に暮らすの人が仕事でもらったお金の合計は470万円です。上の表の、所得基準額の396万円より多いです。就学援助を受けることができません。



控除額は次のようになります。

A：（父）10万円 + A：（母）10万円 + C：35万円 + D：35万円 + F：12万円、合計102万円。

同じ家で一緒に暮らすの人が仕事でもらったお金の合計から、控除額を引きます。

（470万円 - 102万円 =）368万円がこの世帯（家）の所得基準額となります。上の表より少ないので、就学援助を受けることができます。

● **源泉徴収票で所得金額（仕事でもらったお金）を確認する**

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 横浜市〇〇区〇〇一丁目2番3号	氏名	会社からお金をもらっている人は、この金額から最大10万円を引いた金額で、決めます。 ※いくつかの会社で働いている人や、年末調整を受けていない人は、この金額ではありません。市町村で決めた所得金額で決めます。		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計金額	源泉徴収税額	
給与	円 3,372,235	円 2,280,400	円 1,140,298	円 53,000	

● **2026年の所得で決める場合**

家族がケガや病気で働くことができなくなったので、2026年の所得で就学援助を受けたい人は、2027年1月から2月24日までの間に申し込むことができます。2026年の源泉徴収票または確定申告書控を出してください。就学援助を受けることが決まったら、2026年4月からの就学援助のお金をもらうことができます。

**5 所得等の確認の同意**

次の【条件】のうちどれかに当てはまる人で、教育委員会が行う所得等の確認に同意できる人は証明書はいりません。

【条件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2026年1月1日に、横浜市で住民登録をしていて、住民票と同じ名前と税金を払っている人、住民票の情報から横浜市が持っている税金の情報を確認できる人</li> <li>● 横浜市で児童扶養手当をもらっている人や、これからもらう予定の人</li> </ul>
------	--

左に書いてあることに当てはまらない人は、「6-2 添付書類」を読んでください。

「所得等の確認」とは？

<p>児童扶養手当をもらっているかどうかや、課税証明書の内容を、教育委員会が確認します。同意（確認しても良いと決めること）が必要です。18歳より大きい（2007年4月2日の前に生まれた）人が対象です。</p> <p>上に書いてある【条件】に当てはまらない人は確認ができません。そのため、同意はいりません。</p>
--

《同意する場合の申請書の書き方》

申請者（申し込む人）は、申請書に名前を書いてください。ハンコを押してください。

同じ家にいっしょに住んでいる人は、名前の右側の同意欄に名前を書くか、ハンコを押してください。

外国人の人は、ハンコがなければサインをしてください。

## 6 提出書類 (申し込みの時に出す書類 (紙))

### 6-1 提出書類 (学校に出す書類/紙) について

該当理由 (就学援助のお金をもらえる理由) (1 ページを読んでください)	提出書類 (申し込みの時に出す書類 (紙))
① 生活保護を受けている	申請書だけで申し込むことができます。
② 2025年4月よりあとの生活保護を受けられなくなった	申請書だけで申し込むことができます。
③ 児童扶養手当を受けている	申請書だけで申し込むことができます。 6-2 を読んでください。必要な場合は、書類 (紙) をいっしょに出してください。 (※申し込みをするときは、児童扶養手当のお金をもらっている人が申請者 (申し込みをする人) になってください。)
④ その他、お金のことで困っている	申請書だけで申し込むことができます。 6-2 を読んでください。必要な場合は、書類 (紙) をいっしょに出してください。

- 税金の情報から所得が確認できない場合は、所得等の確認に同意した人も、あとで書類を出してください。
- 上の表の④の理由で申し込む人の中で、**2026年になってから、離婚や死別などで同じ家に住む人が変わった人**は、お話を聞くことがあります。書類を出すことがあります。お金がもらえる時期が遅くなる場合があります。
- 上の表の④の理由で申し込む人の中で、2026年の所得で申し込みをする時は、「6-2 添付書類 (申請書といっしょに出す書類 (紙)) について」を読んでください。必要な書類 (紙) といっしょに、申し込んでください。

### 6-2 添付書類 (申請書といっしょに出す書類 (紙)) について

次の人は、必要な書類 (紙) があります。申請書といっしょに出してください。

#### ◆ 該当理由③児童扶養手当を受けている

他の書類が必要な人	必要な書類
所得等の確認に同意しない人 または 児童扶養手当のお金をもらっている人が申請者ではない場合	・ 児童扶養手当証書のコピー (有効期限が切れていないもの。原本ではなく、コピーを用意してください。)

#### ◆ 該当理由④その他、お金のことで困っている

他の書類が必要な人	必要な書類 (原本またはコピーを出してください。)
当初申請 (4月に申し込む人)	次の書類の中から1つを出してください。 ・ 令和7年分 (2025年分) 源泉徴収票 (年末調整されているもの) ・ 令和7年分 (2025年分) 確定申告書控 1, 2 表 (e-Tax の場合は申告内容確認票) (税務署が確認したものの控え)
所得等の確認に同意しない人 または 5の【条件】に当てはまらない人	次の書類の中から1つを出してください。 (書類は6月よりあとにももらえます) ・ 令和8年度 (2026年) 課税 (非課税) 証明書 (省略のないもの) ・ 令和8年度 (2026年) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書 ・ 令和8年度 (2026年) 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼 決定通知書
令和8年 (2026年) の所得証明書を 出す人	令和8年 (2026年) の源泉徴収票 (年末調整が終わっている) または税務署が確認した確定申告書控 1, 2 表 (e-Tax の場合は申告内容確認票)

(注) 源泉徴収票は、他に所得がある時や、その年に仕事をはじめたり、やめたりした場合は使えません。

(注) 家族の扶養に入っていない18歳より大きい(2007年4月2日の前に生まれた)人の証明が必要です。

(注) 書類について、内容を確認します。書類を他に出すこともあります。

## 7 結果のお知らせとお金がもらえる時期

審査結果(お金がもらえるか、もらえないか)は学校からお知らせします。

当初申請(4月に申し込み)をした人は、7月下旬にわかります。書類が足りない人やお金をもらえない人にも、お知らせします。

詳しいことは学校からお知らせします。

もらえるお金の種類	入学準備費	がくようひんひとう 学用品費等	しゆくはく ともな 宿泊を伴う こがいかつどうひ 校外活動費	しゆくがくりようひ 修学旅行費	クラブ活動費		そつぎょう 卒業アル バム代等	がっこうきゆうしよくひ 学校給食費
					しょうがっこう 小学校	ちゅうがっこう 中学校		
第1期(4~7月分) 7月下旬ころに もらえます	○ (まとめて) (小1・中1 だけ)	○	行った後にももらえます。 (行った後、数か月後)		—	○	—	0円に なります
第2期(8~11月分) 11月下旬ころに もらえます	○ (小6 だけ)	○			—	○	—	
第3期(12~3月分) 3月中旬ころに もらえます	—	○ (金額の調整あり)			○ (1年にか かるお金)	○ (金額の調整あ り)	○ (小6・中3 だけ)	

\* お金がいつもらえるかは、表に書いてあります。日にちが少しずれることがあります。

\* 書類を出すのが遅かった場合は、第2期よりあとに、まとめてもらうことがあります。

\* 中学校入学準備費の購入券(学校で着る制服を買う時に使う券。小学校6年生の子どもがもらえます)は2027年1月に配ります。

## 8 中学校の給食費について

### 8-1 就学援助を申し込んでいる間の中学校給食費

- ◆ 2025年3月まで就学援助のお金をもらっていた人  
 審査結果が届くまで、0円です。お金を払いません。  
 給食費が0円になっている人で、給食のお金を払いたい人は、学校に聞いてください。
- ◆ 2026年にはじめて申し込む人、2026年3月まで就学援助のお金をもらっていなかった人  
 審査結果が届くまで、給食費を払います。  
 就学援助のお金がもらえることが決まったら、払った中学校給食費のお金が返ってきます。

### 8-2 審査の後の中学校給食費

【就学援助をお金もらえることが決まった人】0円になります。  
 決まる前に中学校給食費を払っていたときには、お金が返ってきます。返ってくる時は次の表を見てください。  
 (学用品費のお金がもらえる時と中学校給食費が返ってくる時はちがいます。)

審査結果のお知らせが届く日	返ってくるお金のお知らせが届く日	返ってくるお金	銀行にお金が入る日
7月下旬	9月中旬	先に払ったお金	9月下旬
9月中旬～10月中旬	12月中旬	先に払ったお金	12月下旬
11月中旬～3月中旬	4月中旬	先に払ったお金	5月上旬

【就学援助を受けることができない人】次の表に書いてあるお金を、まとめて払ってください。  
 (次の表に書いてあるお金は牛乳を付ける場合のお金です。また、お弁当を持ってこない場合のお金です)

審査結果のお知らせが届く日	払うお金のお知らせが届く日	払うお金	銀行から引き落としします
7月下旬	8月中旬	4月から7月の間で 給食があった日の数 × 330円	8月31日
9月中旬まで	10月中旬	4月から9月の間で 給食があった日の数 × 330円	10月29日
10月中旬まで	11月中旬	4月から10月の間で 給食があった日の数 × 330円	11月30日

【10月になっても、審査結果のお知らせが届かない人】下の表に書いてあるお金を、まとめて払ってください。

-	11月中旬	4月から10月の間で 給食があった日の数 × 330円	11月30日
---	-------	-----------------------------------	--------

## 9 そのほか・気をつけること

- \* 学校は、子どもが安心して学校に通えるように、申し込みの内容や結果のお手紙について、プライバシーに気をつけます。
- \* ウソをついたり、申し込みの紙に書いたことが違うとわかったときには、お金がもらえなくなります。  
 もらったお金を子どものためではないことに使ったときも、お金がもらえなくなります。  
 それまでもらったお金も学校に返してもらうことがあります。

## 10 申請書（申し込みの紙）の書き方、書く時に気を付けること

- \*1 申請書の上の部分に、申請者（申し込みお父さん・お母さん）が書いてください。申請欄は、学校長への事務の委任（手続きをお願すること）、教育委員会による所得等の確認への同意になります。よく読んでから、書いてください。
- \*2 右上に子どもの名前を書いてください。子ども1人につき、申請書が1枚、必要です。
- \*3 就学援助制度を申し込む時は、子どもと申請者（保護者）の他に、家の状況（家族の名前など）書きます。

世帯状況の部分に、同じ家でいっしょに生活をしている人を書きます。

- いっしょに住んでいる人（住民票の世帯が別の場合も、書いてください。）
- 仕事などでいっしょに住んでいないけれど、同じお金を使っている人（親権者の人はいっしょに住んでいない場合も書いてください）
- 生活の面倒を見ている、遠くに住んでいる親戚

生活保護と似ている制度のため  
いっしょに住んでいる人や、同じ  
お金を使っている人は、同じ世帯  
として調べます。

- \*4 お金を受け取る方法は、第17号様式の1（受領申出書）のあてはまるところに☑を書きます。  
口座振込（銀行でお金をもらう）を希望する人は、下にある口座振込依頼書を書きます。  
口座振込依頼書には銀行の名前や口座番号を書きます。  
申請者の名前と、銀行の口座名義人は同じです。



(記入例)

横浜市教育委員会教育長  
私は、次の理由により就学援助を申請します。  
なお、援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関することは校長に委任します。  
また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※)  
令和 8 年 4 月 10 日 申請者氏名欄に必ず押印して下さい。

学校名 港町 小学校 1 年 1 組

フリガナ 氏名 横浜 太郎 父 氏名 横浜 二郎

現住所 横浜市 中 区 本町6丁目 50 番地の 10

フリガナ 氏名 横浜 二郎

生年月日 西暦 2013 年 12 月 12 日

電話番号 ○○○(×××)△△△△

障害年金受給 障害年金受給状況等

生年月日 西暦 1979 年 10 月 2 日

職業 会社員

個別級在籍 個別級 障害年金受給状況等 個別級

※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分を二重線で削除してください。

**世帯状況：上記「①児童生徒」「②申請者(保護者)」以外の世帯員全員(記入日現在)を記入してください。(祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)**

世帯員氏名 (上記児童生徒・申請者以外)	児童生徒との 続柄	所得等の確認について (18歳以上の方のみ)	生年月日	個別級在籍・障害等級 障害年金受給状況等	在学学校名
③ 横浜 花子	母	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ④ 横浜 花子	西暦 1979 6 10		
④ 横浜 一郎	兄	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑤ ( )	西暦 2011 4 20	B2	港町中学校 3年
⑤ 関内 一男	祖父	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑥ 関内 ( )	西暦 1951 11 16	障3級	なし
⑥ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑦ ( )	西暦 . . .		
⑦ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑧ ( )	西暦 . . .		
⑧ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑨ ( )	西暦 . . .		
⑨ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑩ ( )	西暦 . . .		
⑩ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑪ ( )	西暦 . . .		
⑪ ( )		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) ⑫ ( )	西暦 . . .		

⑬ 小学校1年生・中学校1年生で下記に該当する方のみ☑をしてください。  
他都市において、受給・申請を含む入学準備費に関する手続きを、申請日現在、申請児童生徒本人について行っている  
※兄弟姉妹の受給・申請ではありません。

⑭ 全員ご記入・ご回答ください (該当する項目に☑をしてください)

【該当理由】

①現在、生活保護を受けている【理由1】

②令和7年4月以降、生活保護が停止または廃止になった(世帯による廃止を除く)【理由2】

③児童扶養手当を受給または申請中である【理由3】  
※児童手当・特別児童扶養手当のことはありません

④その他経済的に困っている【理由4】

⑮ 二次元コードを読み取り、各世帯員の西暦及び記入例を参照して、記載してください。

ア 学校に出す日を書き添えてください。

イ 申請者の人は、必ず名前(フルネーム)を書き添えてください。ハンコがなければ、サインをしてください。(外国人)

ウ 子どもから見た続柄(関係)を、妹、祖母、祖父など

オ 入学準備費を他の都市でもらっている人、①に書いた子どもが小学校1年生・中学校1年生の場合は☑を書き添えてください。

エ 「身体状況」障害者手帳等を持っている場合は「障〇級」、個別支援学級に通っている場合は「個別級」と書いてください。  
障害年金をもらっている場合は「障害年金受給」と書いてください。

カ 申請理由：あてはまる理由1〜4のどれかひとつに☑を書き添えてください。

## 11 よくある質問 しつもん

Q1 きょうだい 兄弟がいます。しんせい 申請はそれぞれ必要ひつようですか？

A1 ひつよう 必要です。しんせいしょ 申請書は子ども1人につき1枚必要まいひつようです。  
それぞれ申請しんせいをしてください。

Q2 しんせいしょ 申請書には誰だれを書きますか？

A2 おな いえ 同じ家でいっしょに住すんでいる人ひとや、同じお金おな かねで生活せいかつをしている人ひとを書いてください。えんじよ 援助のお金をもらえるかどうかを決める時ときに確認かくにんします。

- おな いえ 同じ家でいっしょに住すんでいる人ひと（住じゆう民みん票ひょうの世帯せたいが別べつの場合ばあいも書いてください）
- か 仕事しごとなどで別べつのところに住すんでいるけれど、同じお金おな かねで生活せいかつしている人ひと（親権者しんけんしやの人は、いっしょに住すんでいない場合ばあいでも書いてください）
- おな 生活せいかつの面倒めんどうを見ている、遠とほくに住すんでいる親戚しんせき（課税証明書かぜいしやうめいしょなどで確認かくにんができる場合ばあい）

Q3 しよとく いつの所得しよとくで決めますか？

A3 ねん 2025年1月がつから12月がつまでの、家族かぞくみんなの所得しよとくで決めます。  
かね お金が急きゆうになくなって困こまっている人ひとで、2026年の所得しよとくで就学援助しゆうがくえんじよを受けたい人ひとは、  
2027年1月ねんから2月24日にちまでに、申し込こんでください。  
2026年ねんの源泉徴収票げんせんちゆうしゆうひょうか確定申告書かくていしんこくしよひかえ控だをいっしょに出だしてください。

Q4 まえ とし 前の年の総所得そうしよとくが基準額きじゆんがくより少ないすくかわかりません。申し込こみができますか？

A4 まえ とし 前の年の総所得そうしよとくは、源泉徴収票げんせんちゆうしゆうひょうの「給与所得控除後の金額きやうしよとくこうじゆご きんがく」や確定申告書第一表かくていしんこくしよだいいちひょうの所得金額しよとくきんがくの「合計欄ごうけいらん」などかに書いてあります。家族みんなの所得しよとくが基準内きじゆんないかどうかかわからない場合ばあいは、申し込こんでください。

Q5 さいしよ 最初さいしよにお金をもらえるのはいつですか？

A5 がつ 4月に申し込んだ人ひとは、7月7がつ下旬にもらえます。（申し込こみの締め切りは、学校がっこうによりちがいます。）  
修学旅行しゆうがくりょこうや宿泊しゆくはくを伴ともなう校外活動かうがいかつどうなど、使つかったお金かねがもらえる場合ばあいは、旅行りょこうに行ったあとにもらえます。  
数すうか月あとになります。

Q6 しゆうがくえんじよ 就学援助を受けていることを他ほかの人ひとに知られませんか？

A6 しゆうがくえんじよせいど 就学援助制度は、他ほかの人ひとに知られないよう手続きてつづきをします。他ほかの子こどもに知られることがないように気きをつけています。

## 12 といあわ さき お問合せ先

こ かよ がっこう  
子どもの通っている学校

たんとう がっこう じ む しよくいん  
担当 学校の事務職員

よこはま しきょういくい いん かい  
または、横浜市教育委員会

しんせい ほうほう せいど  
申請方法など制度のことについては

がっこう しえん ちいき れんけいか しゅうがく がかり  
学校支援・地域連携課 就学係

TEL 6 7 1 - 3 2 7 0

ちゅうが がっこう きゅうしよくひ  
「中学校給食費」については

がっこう きゅうしよく しよくいくすい しんか  
学校給食・食育推進課

TEL 6 7 1 - 4 6 3 5

がっこう びょういり ようひ にほん しんこう ほご しや ふたん きん  
「学校病医療費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」については

じんけん けんこう きょういく か  
人権健康教育課

TEL 6 7 1 - 3 2 7 5

【見本】令和8年度就学援助申請書

申請番号

別の紙に書いてある記入例を見て、太枠の中を書いてください。当てはまることがある場合は☑を書いてください。

横浜市教育委員会教育長 私は、次の理由で就学援助を申し込みます。 援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関する（手続きやお金のこと）は校長にまかせます。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。（※） 令和 年 月 日 申請者の名前の後に必ずハンコを押して下さい。		① 子どもの フリガナ 名前 生まれた日 西暦 年 月 日 個別級に入っているか 障害等級 障害年金をもらっているか				
② 申請者(保護者)	フリガナ	②	子どもの続柄(関係)			
	名前					
住んでいる場所 横浜市 区		生まれた日 西暦 年 月 日 仕事				
でんわばんごう 電話番号		生まれた日 西暦 年 月 日	仕事			
障害等級 障害年金をもらっているか						
※所得等の確認は、本人が同意してから行います。申請者の人が確認に同意しない場合は、上に書いてある申請書の「また、教育・・・同意します」の部分を二重線で消してください。						
世帯状況：この紙を書く日に、同じ家でいっしょに生活をしている人を全員、書いてください。上に書いた「①子ども」「②申請者(保護者)」は書きません。(おじいさんやおばあさん、いっしょに住んでいる人を忘れずに書いてください。)						
	いっしょに生活をしている人	子どもの続柄(関係)	所得等の確認について (18歳より大きい人だけ)	生まれた日 西暦 年 月 日	個別級に入っているか 障害等級 障害年金をもらっているか	学校の名前
③			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
④			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑤			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑥			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑦			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑧			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑨			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑩			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
⑪			同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください ↓ ☑ (フルネーム)	西暦 年 月 日		
◎ 小学校1年生・中学校1年生 下に当てはまる人は☑を書いてください。 <input type="checkbox"/> 他の都市で、今、子どもの入学準備費に関する手続きをしています。※子どもの兄や姉のことではありません。						

◎ **全員、書いてください**（当てはまるところに☑を書いてください）

【該当理由】

- ① 今、生活保護のお金をもらっている【理由1】
- ② 2025年4月よりあとに生活保護のお金をもらえなくなった（家族が自分でもらうのをやめた場合はこの理由にはなりません）【理由2】
- ③ 児童扶養手当をもらっている か 申し込んでいる【理由3】  
※児童手当・特別児童扶養手当のことではありません
- ④ お金のことで困っている【理由4】



左の二次元コードから、この紙の書き方を見ることができます。  
家族の生まれた年なども書いてあります。よく読んで、この紙を書いてください。

学校  
教委  
記入欄  
学校が書くところです。（保護者の人は書かないでください）

- ◎ この申請書に書いてある内容は、就学援助のために使います。プライバシーには気をつけて取り扱います。
- ◎ この申請書は機械で読み取ります。読み取れない場合、お金をもらえる時期が遅くなる場合があります。丁寧に書いてください。

第17号様式の1(受領申出書)【この紙は見本です。申請には使えません。】

2人より多い子どもが同じ学校に通っている時は、1枚だけ出してください

令和 年 月 日

申請者(保護者)

〒

住所(住んでいるところ) 横浜市 区

名前

## 【見本】就学援助費受領申出書(兼口座振込依頼書)

就学援助のお金をもらう時は、銀行での振り込みになります。

横浜市立 学校長

次の口座に振り込んでください。

振り込み先 銀行の名前	銀行 金庫	支店
口座番号	普通・当座	※口座番号は右につめて 書いてください
金融機関コード	支店コード	
フリガナ		
口座名義人 (申請者)		

- 金融機関口座は、申請書に書いた申請者(保護者)の口座を書いてください。  
子どもの口座には振り込みができません。
- 振込先の口座をまちがうと、正しい口座になおす時にお金がかかることがあります。  
気をつけてください。
- 銀行の名前や支店の名前・金融機関(支店)コード・口座番号は、必ず通帳を確認してから書いてください。
- 口座名義人のフリガナは、必ず書いてください。
- ゆうちょ銀行の場合、口座番号には「振込用の口座番号」を書いてください。

申し込みをする子どもの学年・組・名前を書いてください。

年 組 名前	年 組 名前
年 組 名前	年 組 名前

- 2026年度の就学援助のお金がもらえるかどうかは、まだ決まっています。

決まったら、すぐに振り込む手続きをします。

就学援助のお金がもらえない場合は、この書類(紙)は捨てます。

- 途中で銀行や口座が変わった場合、すぐに学校へ連絡してください。
- 学校納入金（学校にはらうお金）を払っていない場合は、就学援助のお金を学校納入金に使うことがあります。
- 中学校給食費は、就学援助を受けることが決まったら、すぐに0円になります。口座からの引き落としはなくなります。その前に払ったお金は、同じ口座に返します。

※ 現金の取扱いを少なくするため、口座振込にしてください。

※ 口座を持っていない人は、学校でお金をもらいます。下に☑を書いてください。

現金受取（学校が指定する日にち・時間に学校に来てください。お金を渡します。）